

政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証の失効について

平成 20 年 7 月 7 日
行政情報システム関係課長連絡会議了承

ブリッジ認証局は、「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について」（平成 13 年 4 月 25 日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承。平成 19 年 7 月 6 日改定）に基づき、下記のとおり相互認証を失効させる。

記

1 認証局名（括弧内は失効予定日）

- 内閣府認証局（平成 20 年 9 月 12 日）
- 警察庁認証局（平成 20 年 9 月 16 日）
- 金融庁認証局（平成 20 年 9 月 10 日）
- 総務省認証局（平成 20 年 9 月 19 日）
- 法務省認証局（平成 20 年 9 月 11 日）
- 財務省認証局（平成 20 年 9 月 17 日）
- 文部科学省認証局（平成 20 年 9 月 18 日）
- 厚生労働省認証局（平成 20 年 9 月 22 日）
- 農林水産省認証局（平成 20 年 9 月 25 日）
- 経済産業省認証局（平成 20 年 9 月 24 日）
- 国土交通省認証局（平成 20 年 9 月 8 日）
- 環境省認証局（平成 20 年 9 月 9 日）
- 防衛庁認証局（平成 20 年 9 月 26 日）

2 失効事由

認証業務の終了

（「霞が関 WAN 及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画（平成 17 年 3 月 31 日 CIO 連絡会議決定 平成 19 年 8 月 24 日改定）」に基づく政府共用認証局への統合・認証局の廃止に伴う措置）